

平成28年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成29年3月23日（木） 16時15分開会
17時30分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員（職務代理者）	津曲 貞利
委員	高島 まり子
委員	桃木野 聡
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	星野 泰啓	教育部長	藤田 芳昭
総務課長	橋口 訓彦	施設課長	間世田 敏
文化財課長	川原 祐明	美術館副館長	山西 健夫
図書館副館長	馬立 由紀	学務課長	中崎 新一郎
学校教育課長	谷口 幸一郎	保健体育課課長	春田 浩志
国体準備室長	遠藤 章	青少年課長	山下 敦宏
生涯学習課長	大堂 洋	少年自然の家所長	永吉 眞一
中央学校給食センター所長	宮里 弘見		

◇ **書記**

総務課主幹	土屋 幹雄	総務課主査	久家 加奈子
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 4 1 号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件
 - 定第 4 2 号議案 鹿児島市スポーツ推進計画（平成 2 9 年～ 3 3 年度版）の策定に関する件
 - 定第 4 3 号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件
 - 定第 4 4 号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件
 - 定第 4 5 号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件
 - 定第 4 6 号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件
 - 定第 4 7 号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件
 - 定第 4 8 号議案 鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則一部改正の件
 - 定第 4 9 号議案 鹿児島市郡山総合運動場管理規則一部改正の件
 - 定第 5 0 号議案 鹿児島市郡山体育館管理規則一部改正の件
 - 定第 5 1 号議案 鹿児島市郡山早馬球技場管理規則一部改正の件
 - 定第 5 2 号議案 鹿児島市郡山花尾運動場管理規則一部改正の件
- 6 報告事項
 - (1) 「小学生にすすめる 5 0 冊（4・5・6 年生用）」の配布について
 - (2) 平成 2 8 年度鹿児島学習定着度調査の結果について
 - (3) 鹿児島市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について
 - (4) 第 6 4 回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会結果について
 - (5) 平成 2 8 年度鹿児島市社会教育委員からの意見について
 - (6) 郡山公民館改修工事の完了について
 - (7) 第 6 9 回優良公民館文部科学大臣表彰について
 - (8) 市議会関係の審議結果等について
 - (9) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、平成28年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。本日の会議録署名は、津曲委員と桃木野委員を指名します。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてお諮りします。定第41号議案は、人事・人選等に関する案件でありますので、非公開の扱いとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第41号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第42号議案 鹿児島市スポーツ推進計画（平成29年～33年度版）の策定に関する件

原案可決

教育長 次に、定第42号議案について説明をお願いします。

事務局 定第42号議案関係資料をご準備ください。鹿児島市スポーツ推進計画29年～33年度版案をご覧ください。1ページをお開きください。まず、計画の趣旨でございますが、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行され、24年3月には国において「スポーツ基本計画」が策定されました。鹿児島市スポーツ推進計画は国のスポーツ基本計画を共通の指針として参酌し、市民が幅広く生涯にわたってスポーツに関わり、スポーツを通じた交流や連携・協働が促進される地域スポーツの推進と活力あるまちづくりをめざし、平成32年に開催されます国体など本市の様々な実情に即して策定しております。次に2ペー

ジをお開きください。計画の位置づけ、期間でございますが、この計画はスポーツ基本法に基づき、上位計画でございます第五次鹿児島市総合計画の基本構想の期間に合わせまして、24年度から33年度までの10年間として策定いたしております。このたび計画策定から5年が経過いたしますことから平成29年度から残り5年間の計画として見直しを行ったところでございます。それでは今回の見直しの概要につきましてご説明いたします。別冊の資料1枚目がA3になっているものでございます。資料をご覧ください。今回朱書きの部分がこれまでの取組みや環境の変化を踏まえ見直しを行った箇所、青字の部分がパブリックコメントで寄せられたご意見を反映した箇所でございます。なお今回の見直しでは、基本施策と施策の方向性について行っておりこの計画が目指すもの、基本方針・主要施策は計画の骨子部分となりますことから見直しは行わないこととなっております。次に、右側の「主要施策今後の取組みのポイント」をご覧ください。今回の計画見直しのポイントとなる事項は、障害者スポーツに関する事項が平成26年からは厚生労働省から文部科学省へ移管され、平成27年10月に発足しましたスポーツ庁において総合的・一体的に取り組むこととなったなど3つでございます。次に見直し部分についてご説明いたします。主要施策2では、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進の欄でございます。基本施策3は、障害者スポーツの普及は現行の計画では施策の方向性として記載しておりましたが、障害者スポーツに関する事業がスポーツ庁において総合的・一体的に行われておりますことから、施策の方向性から基本施策へと引き上げ、施策の方向性に障害のある人のスポーツ活動・交流の普及に努めます等を加えたところでございます。次に主要施策3、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備をご覧ください。基本施策2の施策の方向性は、パブリックコメントの実施結果を踏まえ見直したところでございます。次に主要施策4、国体等で活躍し、市民のスポーツ活動を促す地元の人材の育成やスポーツ環境の整備をご覧ください。基本施策3、全国障害者スポーツ大会に向けた障害者スポーツの推進は、全国障害者スポーツ大会の開催が決定したことを踏まえ、新たな基本施策として加え施策の方向性に全国障害者スポーツ大会の周知、啓発に努めます等を加えたところでございます。こちらの資料については以上でございますが、この資料の後ろはパブリックコメントの各意見に対する処理状況等の資料となっておりますので、後ほどお目通しください。次に、主要施策の指標の主なものにつきましてご説明させていただきます。先ほどの資料の16ページをお開きください。主要施策2ライフステージに応じたスポーツ活動の推進では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を現況の44.4%から55%。それから成人で1年に1度もスポーツをしない者の割合を、現況の25.2%からゼロに近づけると致しております。29ページをお開きください。主要施策4、国体等で活躍し、市民のスポーツ活動を促す地元の人材の育成やスポーツ環境の整備では、国体での本市出身選手団体の入賞種目を、現況19種目から28種目としているところでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定されますようお願いいたします。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 パラリンピック、ゆうあいピック、ねんりんピック等あると思うのですが、全部スポーツといわれるものがここに入ったのですか。

事務局 国も同じサイクルで国全体の基本計画の後段部分を変更しているのですが、それを見ながら計画に生かしています。国では障害者スポーツも含めまして、「スポーツ」というくくりでスポーツ庁で一括して行うこととしています。現在県の方では、障害者スポーツ関係は今のところ福祉部局で対応いたしております、市の方も現在福祉の方でやっております。ですので、今回鹿児島で国体の年に障害者スポーツ全国大会がございますが、大会そのものは国体の方が取り組んでおりそこで一緒に取り組もうとしています。ですので、今から何年かかかるかと思うのですが、国に合わせて障害者スポーツもこれまでのスポーツと同じような範囲の中で、取り組みが強化されていくのではないかと考えておりますが、今の状況はそれぞれで引続きやっているところでございます。

教育長 ねんりんピック、高齢者のスポーツ大会というのは今のところは厚労省の中でということですか。

事務局 はい、現在はそういうことです。

教育長 他に委員の皆様からございませんでしょうか。他になければ、定第42号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第43号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

原案可決

定第44号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件

原案可決

定第45号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件

原案可決

定第46号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件

原案可決

定第47号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

原案可決

定第48号議案 鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則一部改正の件

原案可決

定第49号議案 鹿児島市郡山総合運動場管理規則一部改正の件

原案可決

定第50号議案 鹿児島市郡山体育館管理規則一部改正の件

原案可決

定第51号議案 鹿児島市郡山早馬球技場管理規則一部改正の件

原案可決

定第52号議案 鹿児島市郡山花尾運動場管理規則一部改正の件

原案可決

教育長 次に、定第43号議案から52号議案については、規則改正についての内容ですので、別紙にて一括して説明をお願いします。

事務局 資料の見出し定第43号議案～定第52号議案関係資料の別紙がございま

す。私の方から43号から48号まで説明させていただきます。まず、見方でございますが議案番号が一番左、規則等の名称、規則等の概要があり一番右端が主な改正内容を示しております。まず、定第43号議案は、鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則、44号議案につきましては、鹿児島市教育委員会公印規則、規則等の概要はご覧の通りで、主な改正内容は国体準備室の市長事務部局（観光交流局）への移管に伴い、国体準備室に係る部分を削除する事でございます。また、定第45号議案、鹿児島市立科学館条例施行規則、定第46号議案、鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則、定第47号議案、鹿児島市立美術館条例施行規則につきましては、主な改正内容は一番右側、入館料・観覧料等の減免対象となっている「情緒障害児短期治療施設」を児童福祉法の一部改正に伴い、名称を「児童心理治療施設」に改めるものでございます。また、定第48号議案、鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則につきましては、主な改正内容は、生活保護適用者は入学料の免除対象としています。平成25年8月に生活保護基準が引き下げられた際、改正前の基準で生活保護が適用になる者については引き続き免除対象とする経過措置を設けてございます。今回、この措置を昨年度に引き続き29年度も継続しようとするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 資料の2ページをお願いいたします。今回の規則改正につきましては、平成29年4月1日から、郡山体育館、郡山早馬球技場、郡山花尾運動場へ利用料金制を導入することに伴い、利用料金に関する規定を新たに加えるものでございます。なお、郡山総合運動場につきましては、既に、利用料金制が導入されており、利用料金に関する規定はございますが、郡山体育館ほか2施設へ利用料金に関する規定を加えることに併せて、関係条文の整理を行うものでございます。説明は、以上でございます。

教育長 ただいまの説明について委員の皆様から、ご質疑はございませんでしょうか。

教育長 なければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

教育長 ご異議もないので定第43号議案から定第52号議案は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 「小学生にすすめる50冊（4・5・6年生用）」の配布について

教育長 次に、報告事項(1)について説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料(1)をご覧ください。「小学生にすすめる50冊（4・5・6年生用）」の配布についてですが、趣旨としまして、市内小学生の読書活動の一層の推進を図るため、朝の読書や家庭での読書活動の時間に選書の参考となるブックリスト「小学生にすすめる50冊」を作成し、

学校等に配布しているところがございます。概要でございますが、小学4年生から6年生に、読んでほしい本を、学年ごとに16冊～18冊選び、本の内容やおすすめポイントを紹介するものとなっております。小中学生向けおすすめ本ガイドの作成計画におきましては、昨年度27年度に小学1・2・3年生用を作成、本年度4・5・6年生用を作成、来年度は中学生用を作成することとなっております。作成方法でございますが、各小学校の読書指導担当教員及び学校図書館司書に推薦してもらった図書を中心に、各学年の発達段階に応じた選書となるようにジャンル等を考慮して図書館で50冊を選定し、作成したところでございます。配布と活用につきましては、各小学校図書館に2冊、4年生から6年生の各学級及び特別支援学級に1冊ずつ配布します。その他市立図書館及び公民館図書室に設置し、その中で紹介された本につきましては市立図書館の児童コーナー或いは展示コーナー等に本のリストを置いて本を配置するとしています。配布期間は29年4月になります。以上でございます。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 作成方法として、各小学校の読書指導担当の先生及び司書に推薦してもらった図書を中心にとありますが、50冊のうち推薦した図書以外の図書というのはどれくらいありますか。

事務局 幅広いジャンルから選定していただくようお願いしていましたが、推薦があがってこなかった郷土や古典の分野の本を図書館で選書しています。3冊です。

委員 ありがとうございます。

委員 意見ですが、鹿児島県の郷土に関する本が少ないなという印象を持ちました。これから18歳人口が少なくなっていく中で、郷土を愛する子供たちをたくさん作りたいという危機感を持っておりまして、もっと鹿児島の本が増えればいいのという感想でございます。

事務局 4・5・6年生よりは1・2・3年生を先に作ったのですがけれども、各学年必ず1冊以上は入れようということで、4・5・6年生用の開いたところに一覧が載っているページがあります。小学4年生向けですと、世界に誇る日本の世界遺産のここに明治日本近代文化遺産が入っています。これが郷土ということです。5年生向けでは、「マヤの一生」という椋鳩十の作品でありまして、小学6年生は鹿児島市ではないのですが、屋久島の写真が入っている図書で「時間の森屋久島」ということで選定をいたしているところです。今後、郷土に関する本を入れていきたいと思っております。

教育長 次年度は中学生ということで編集される際に参考にさせていただければと思います。

教育長 他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)



(2) 平成28年度鹿児島学習定着度調査の結果について

教育長 次に、報告事項(2)について説明をお願いします。

事務局 平成28年度鹿児島学習定着度調査の結果について、報告いたします。全国の学校が対象となり実施される全国学力・学習状況調査とは異なり、本調査は、県教育委員会が実施し、県内小中学校を対象とした調査でございます。1の(1)の「趣旨」にありますように、児童・生徒の学力や学習状況について調査し、指導方法の改善・充実を図ることを目的としております。調査の内容、実施日、対象等は、ご覧ください。次に、2の各教科の調査結果について説明いたします。各教科・学年ごとに、基礎・基本、思考・表現、全体に分け、市・県の平均通過率とその差、及び「全体」については平成27年度の県との差を() (カッコ)で示しております。本市の割合は表の中の太線で囲んだ部分でございます。小学校、中学校ともに、全教科で、県平均を上回っております。小学校から説明しますと、全ての教科で、県との差が昨年度より小さくなっております。中学校では、中2の全教科で、県との差が昨年度より大きくなっており、「基礎・基本」の中2英語、「思考・表現」の中2国語・数学及び中1・2英語、「全体」の中1・2英語において、県との差が3ポイント以上大きくなっております。裏面をご覧ください。3の学習状況調査の結果について説明いたします。現段階で、県が公表している7つの質問について示しております。本市の割合は表の太線で囲んだ部分でございます。大きくアとイになっておりまして、まず「ア家庭学習」から説明しますと、①の質問で、「家では、自分で学習している」「どちらかといえばしている」と回答した割合が、中2で県を下回っております。②の質問については、「計画を立てて学習していない」と回答した割合です。これは、県を下回っていることから望ましい結果と言えます。「イ学校での学習活動」では、③の「授業のめあて」では中1、中2、④の「学習することの見通し」では全ての学年、⑤の「振り返る活動」では、小5、中2において、県を下回っております。⑥の「自分で考え、進んで活動に取り組む」こと、⑦の「自分の考えを深めたり広げたりできる」ことなどについては、他の項目に比べ県を上回っております。最後に、4の調査結果の活用ですが、詳細な分析結果を基に、対策を示し、各学校の指導方法の改善につながるよう指導してまいります。結果等は、市のホームページでも公表いたします。以上でございます。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 鹿児島市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について

教育長 次に、報告事項（３）について説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料（３）をご覧ください。「鹿児島市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」につきまして、御報告させていただきます。はじめに、１の「本対応要領作成の根拠」としては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成２８年４月に施行されたこと、そして、その施行に伴い出された文部科学省所管事業分野の対応指針により学校教育に係る市町村対応要領又はこれらに類するガイドラインの作成が努力義務として示されたことにございます。次に２の「本対応要領及び対応マニュアルの内容」につきましてご説明いたします。本対応要領は、「鹿児島市の職員対応要領」及び「鹿児島県教育委員会の職員対応要領」との整合性を図りながら作成し、内容的には第１条から第６条の内容が対応要領の中に示されております。それに加えて留意事項として別紙があります。資料の１ページから２ページが対応要領になります。３ページから４ページが別紙の部分でございます。また、本市教育委員会としましては、教職員の意識高揚及び具体的な理解につながるよう、各学校で共通実践・共通理解する内容や合理的配慮の提供に関する手続きを示した対応マニュアルを作成しました。その中身としましては、具体的な解説を加えた解説編、各学校が実際に行っている合理的配慮の内容や用語解説を示した資料編からなっております。今後周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。なお、今回の対応要領の中で示している「合理的配慮の提供」とは、学校における教育活動の目的・内容等に照らし、必要とされる範囲で、障害のない児童生徒と同様の機会が提供されるために必要な変更及び調整のことであり、具体的には、対応要領６ページから９ページ（対応要領赤付箋）をご覧ください。例えば、７ページです。「合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例（４）」ということで、このような絵カード等を活用して相手と意思疎通が図れるようにする、また８ページの（９）をご覧ください。入学試験や、検定試験においてこれまでも対応しておりましたが、別室受験や試験時間の延長など、具体的な例が示されております。また、実際に各学校が行っている合理的配慮の内容につきましても、各学校の参考になります、対応マニュアルの資料編３ページをご覧ください。左上に合理的配慮の対応例と書いてあります。例えば、「見えにくさ」では、上から３番目の板書の際、赤・青・緑色のチョークの使用を避ける。或いは３つ下の拡大コピーした教材を使用する。というような学校で対応が必要とされる内容の具体例が示してあるところでございます。最後に、３の「学校への周知」につきましては、本対応要領及び対応マニュアルを４月１日付けで配布し、周知を図っていくことにしております。以上でございます。

教育長 報告事項３でございましたけれども別冊が２冊ありました。この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 最後の学校への周知のところでは学校等へ要領とマニュアルを配布するということですが、どれくらいの部数を配布されるのですか。

事務局 各学校に１セットずつ配布いたします。校内研修等で使えるようにデータも

配信いたしますので各学校で刷り増しをして使ってもらおうというかたちになります。

委員 対応要領と対応マニュアルについて昨年の4月の障害者差別解消法について作成されたということで学校教育課が主管課ということだと思いますが、他の課はマニュアルや対応要領を作ることにについて何か関与されたのですか。

事務局 学校教育課が土台となるものを作りまして、各課へも周知いたしまして共通理解を図っております。

委員 では、すでに共通理解を何度か図って最終版としてこれを決定して決裁を受けたということでしょうか。

事務局 その通りでございます。

委員 ハラスメントの教育だとか或いはコンプライアンスという横断的なものというのは経験年数があるから上手くさばけるという問題ではなく、何十年も勤務した人も持っていたり、初めて来たアルバイト・パートの方にも必要だったり非常に重要なところだと思います。作ったものが周知徹底できる、仏作って魂入らずというようなマニュアルにならないことが最も重要だと思うのですが、4月1日付けでマニュアルを配布して、配布をした日からたちどころにそういう意識がなくなるとは思えないわけです。これからの教職員に対する教育についてはどのようにお考えですか。

事務局 今後、特別支援教育コーディネーター等の研修会がございます。そこで周知を図っていくとともに、校長研修会、教頭研修会でこれを具体的に示しまして、学校での対応の在り方を問うたもの、こういうふうに対応をやって下さい、というものでございますので、これまでもやっていることをさらに意識して行うように指導してまいりたいと考えております。

委員 ありがとうございます。これが公にも出るわけですね。このような対応要領がでていのに、教職員が知らないじゃないかというような話が入ってくる可能性が非常に強いと思うんです。それからするとやはりこれからが凄く大切でマニュアルを徹底的に各学校で周知されてどんなものが記載されていてということが義務付けられているのか、奨励されているかの理解というものをぜひ周知徹底していただきたい。継続的な研修というものをさせていただきたいと思います。

事務局 委員のお話のとおり学校現場では、一人一人の実態が違います。保護者の願いもあることもございますが、集団生活規律を守ることとこの対応は違ってきますので、一人一人の実態に応じた配慮ができるように機会を捉えて周知徹底し、またそれが行動に移せるように全職員に指導を徹底していきたいと思えます。

委員 追加の質問ですが、学校関係の周知というのはよく分かるのですが、保護者で言いますと、PTA等にはどのような形で関わってくるのでしょうか。

事務局 障害者差別解消法を元にしながらこういうふうにしてほしいと要求等がございます。それに対して、対応要領につきまして学校は保護者に対して、どう対応すべきなのかということを示したものでございますので、保護者にこういう

ものがございますということは周知しますけれども、具体的にこれを渡してというところまではいかない形になっております。ただ、その際に保護者にも必ず合理的配慮というところで合意形成を図らないといけません。保護者がこういう事をお願いしますと、でも、学校としましてはここまではできますけれどもいかがでしょうか。そこで合意形成を図った上で対応を考えていきます。基本的には学校の先生方がどういうふうに対応をしていくかというマニュアルでございますので、保護者には機会を捉えて話し合いをしてもらうようお願いしようと思っております。

委員 気になったのが、保護者の中にも温度差があったりするのかなというのがあります。法律云々というのは中々浸透するのに時間がかかりますよね。ですから、先生方に対しては研修等を通して教育委員会としても非常にシステムティックに取り組むということで継続していけば徐々に浸透していくと思うのですが、障害のあるお子さんを持っていらっしゃる方は非常にシビアにチェックを入れられるだろうと思うのですが、それ以外のお子さんの方が数としてはどちらかというとい多いので、そこらへんで温度差があってトラブルが発生したりすることもあるのかと思ひ質問しました。

教育長 保護者への周知も機会をみて説明責任の範疇ということでご指導いただければと思います。

委員 職員の対応面の指標となるという話でしたが、こちらの合理的配慮の対応例を保護者の観点からみていくと、例えば経管栄養の対応で経管栄養をしてもらえるというふうに捉えることは可能なのか、例えば経管栄養は実際に四肢の機能などに問題がなくても、低出生体重児で嚥下が困難で、一部経管栄養のお子さんも結構いらっしゃるのですが、実際その方が今どうなっているかと言いますと、普通学級に入れるかどうかという選択肢を迫られているという方が患者様にも二人ほどいて、普通学級に行きたいたいと言ったことでしたが、経管栄養を理由に養護学校を勧められたという経緯があるのですが、これを見る限りではそういうことがなくなるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 実際に今学校の具体的な対応としまして看護師はいないので、保護者の方とよく話をして、どういう形が一番子供に対して対応すればいいのか考える方法になりますと示してあるところでございます。実際は経管栄養につきましては通常の市内の学校の場合は対応が難しいと考えております。

委員 学校でももらえることと捉えてしまったのですが、大丈夫なのかなと思います。

教育長 医師と連携しまして、経管栄養ではないですがたんの吸引等で通常の学校に来て保護者が吸引をするという前提で通っている児童もおられますが、医師との連携の前提での合意ということが常に必要になってくるかと思ひますので、それが整えば合意の範疇には例示されております。具体的な対応の中で、通常学級等には看護師の配置がない関係がございまして、この例示というのがどこまで現実性があるかということでお尋ねだと思ひます。事務局から何か補足がありますか。

事務局 合意形成ということがございますので、現実として難しい状況があるのでそこは保護者に納得していただくということと、今後通常学級に進みたいという場合は県教委とも連携しながらそういう職員の配置等を求めていくというような形になるとおもいます。

委員 ここに書かれている例というのは実際にはこういう対応の仕方もあるけれど、合意を元にとということで、しなければならないという意味ではないのですね。

教育長 合意が可能な場合はこういう事まで対応するという前提、例示ということでご理解いただければと思います。

教育長 他に委員の皆様から何かございませんでしょうか。

委員 先ほどおっしゃったように保護者との関係というのはその通りだなと思っていまして、この合理的配慮の対応例は素晴らしいこととは思っていますが、保護者の中には色々な考えの方がいると思うのです。うちの子供が行く小学校にも何人か障害がある方がいらっしゃって、その障害の程度に応じて先生方が対応をしようとするが、保護者からは特別扱いをしているように見えない形でやってほしいと。見えない形でやるとなるとどうしても障害があるお子さん達に労力が取られると、そうすると健常者の子供達に対するなすべき部分がかなり削がれてしまうと、そのような話は聞いているところです。保護者の事も考え、健常者のことも考えなければいけないそういう中で、先生方の負担というものがものすごく大きくなっているのだろうと、ですからこれを出してとていいことなのですが先生の負担だけがどんどん増えていって、たぶん教員の数は増やすとかはできないだろうと、数を増やせない中で先生方にどこまでこれをやりなさいと言うのか、そして人間の限界がありますので、そこをサポートする何かがあるのかというのが意見ですね。

教育長 昨年4月からこの法律は施行されまして、対応マニュアル作りに1年かかったということで、合理的配慮については昨年4月から法の施行と同時に学校では周知に努めておりますが、この1年で各学校から合理的配慮を巡って何か報告があったようなものがありますか。

事務局 合理的配慮につきまして今年度は1件ございました。階段を上るときにくいということで、階段に電気を付けてほしいということがございました。これは設置いたしました。それと、先生達の負担ということで来年度、特別支援教育支援員を今年よりも更に4人増やしまして、87人体制で行う形にしております。その際に学校からどれだけの支援が必要か、子供一人一人についてどういう支援が必要かということをこちらに報告をあげてもらっています。これは学校の通常の体制でできるものなのかあるいは、新たに人を加えないといけないものなのか精査いたしまして、学校の実態に応じて配置をしていくという形になります。今後人数等も増えるというところにつきましては、またそれぞれの実態に応じて対応していこうと考えております。

教育長 このような状況で、学校として合理的形成の中で照明灯の事があるということでした。こういった具体的な対応例が示されていきますので、今後それぞれのケースに学校を支援しながら教育委員会としても学校任せの対応にならない

いようしっかりとバックアップしていければと思います。



(4) 第64回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会結果について

教育長 次に、報告事項（4）について説明をお願いします。

事務局 第64回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会の結果についてご報告いたします。本大会は去る2月18日から2月22日までの5日間県内53区間で行われ、資料の3にございますように鹿児島チームは2年連続18回目の総合優勝、また、5日間全て日間優勝を果たし鹿児島チームとしては初めてとなる完全優勝となったところでございます。役員、選手は4にある通りでございます。ご支援ご声援誠にありがとうございました。

教育長 長い歴史の中で3回目の完全優勝ということでございます。この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。
(なしの声あり)



(5) 平成28年度鹿児島市社会教育委員の会議の意見について

教育長 次に、報告事項（5）について説明をお願いします。

事務局 1の設置及び委嘱にありますとおり、鹿児島市社会教育委員条例により、本市に社会教育委員を置き、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱するもので、委員は、2の名簿のとおり20名でございます。本日は、平成28年度の社会教育委員の会議で出された意見を取りまとめ、報告するものでございます。本年度は、「家庭・学校・地域の連携・協働による地域の教育力の向上について」をテーマとして、4回の協議を行い、3の主な意見の①～⑥に集約されたところでございます。これらの意見につきましては、今後、ホームページへ掲載して広く周知を図ると共に、①の意見につきましては、地域公民館主査および館長等会で、②、③、④の意見につきましては、校区公民館運営審議会委員長や主事、社会学級委員等を対象とした研修会で、⑤、⑥の意見につきましては、市立幼、小・中・高等学校管理職研修会において機会を捉え、意見の趣旨を踏まえた情報提供を行い、協議や意見交換をとおして地域の教育力の向上に資するよう、努めてまいりたいと考えております。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。
(なしの声あり)



(6) 郡山公民館改修工事の完了について

教育長 次に、報告事項（6）について説明をお願いします。

事務局 郡山公民館改修工事の完了について、ご報告いたします。当館は、老朽化への対応や機能の拡充を図るため、昨年7月から休館して改修工事を行い、平成29年3月2日に完成いたしました。改修内容としまして、図書室の拡大やトイレの改修、授乳室の新規設置等を行いました。リニューアルオープニングセレモニーを、平成29年4月1日土曜日の10時から開催する予定にしております。改修後の状況については、主な改修箇所について写真を添付してございますのでご覧ください。なお、裏面の方は見取り図でございます。

教育長 改修工事が終わりましたということで資料等が添付してございます。この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

（なしの声あり）



(7) 第69回優良公民館文部科学大臣表彰について

教育長 次に、報告事項(7)について説明をお願いします。

事務局 第69回優良公民館文部科学大臣表彰について報告いたします。中央公民館が、優良公民館として今年度の文部科学大臣表彰を受賞したところでございます。この表彰は、3の表彰の理由にございますように館内のバリアフリー化や託児サービスを設けた講座などの学習環境の整備、近隣の県立図書館や博物館と連携した「中央子ども塾」、企業等と連携した「知って得する金融講座」など特色ある講座の開設、自己点検・自己評価の結果を踏まえた事業等の実施などの取組が地域住民の学習活動に大きく貢献しているものとして評価されたところでございます。表彰式は、3月1日水曜日に東京で行われ、下大川公民館長が出席いたしました。なお、下の参考は、直近の受賞状況でございます。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

（なしの声あり）



(8) 市議会関係の審議結果等について

(9) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 次に、報告事項（8）及び（9）について説明をお願いします。

事務局 市議会関係の審議結果等でございますが、2月下旬から今週の火曜日3月21日までの期間で平成29年第1回市議会定例会が開催されました。この議会におきまして、3月21日に最終本会議が開かれまして、29年度の一般会計予算の教育委員会関係の議案が原案どおり可決されたところでございます。今回の議会では、代表質疑・個人質疑がございまして、教育委員会関係といたしましては約210問の質疑が交わされたところでございます。

続きまして、教育委員会関係の主な行事でございますが、市立美術館の企画

展といたしまして、「生誕220年広重展」が明日3月24日から5月7日日曜日までの間開催をする予定でございます。また、市立小中学校の入学式が4月6日木曜日、市立高等学校及び鹿児島玉龍中学校の入学式が4月7日金曜日の予定でございます。また、今年度からリニューアルに取り組んでおりましたふるさと考古歴史館のリニューアルオープンにつきましては、4月21日の予定でございます。以上でございます。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。
(なしの声あり)

7 その他

教育長 最後に事務局からありますか。

事務局 それでは、次回4月の定例会について、ご連絡いたします。4月27日木曜日15時から場所は教育委員会室を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

【以上】